◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１７０号(H24. 11. 9)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（１１月２日～１１月８日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスの車内事故３
（４）乗合バスとオートバイが衝突した事故
（５）乗合バスの車内事故４
（６）乗合バスと路面電車が接触した事故
（７）特定旅客バスが自転車と衝突した事故
（８）タクシーが道路に寝ていた男性を轢いた事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
７．平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を行います。

◇◇◇

が乗客４０名を乗せて運行中、当該乗合バスの直前に割り込んできた車両との衝突を避けようと急ブレーキをかけた際、乗客が転倒した。
この事故により、乗客１名（女性、７１歳）が右下腿骨折の重傷を負い、乗客６名が打撲等の軽傷を負った。
事故当時、片側２車線の道路の第１車線を当該乗合バスが運行していた際、第２車線を走行中の車両が進路変更の合図をすることなく、当該乗合バスの直前に割り込んできた為、衝突を回避するため急ブレーキをかけた模様。

（３）乗合バスの車内事故３
１１月５日（月）午前１１時５０分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客を乗せて運行中、交差点にて赤信号のため停車、信号が青に変わり発車しようとした際、立っていた乗客（女性、８２才）が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は当該乗合バスが赤信号で停車している際車内移動をし、当該乗合バスの発車とタイミングとが重なり、バランスを崩し尻餅をつくように転倒した模様。

（４）乗合バスとオートバイが衝突した事故
１１月５日（月）午後６時１５分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが回送出庫する際、当該乗合バスから見て、右側から走行してくるオートバイと衝突した。
この事故によりオートバイの運転者が死亡した。
事故当時、当該乗合バスの運転者は当該オートバイを確認し左折を始めたところ、オートバイの速度が速く、当該乗合バスの運転席付近に衝突した模様。

（５）乗合バスの車内事故４
１１月７日（水）午後２時１５分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客２１名を乗せて運行中、停留所から発車する際に、乗客１名（女性、８０歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が右股関節骨折の重傷を負った。
事故現場は、当該乗合バスから見て左へ緩やかにカーブしている片側２車線の道路で、事故当時、当該乗合バスの運転者は、当該乗客が手摺りに掴まっているのを確認し、発進のアナウンス後に発進したところ、当該乗客は前側に１箇所空いている席に移動しようとしたため転倒した模様。

（６）乗合バスと路面電車が接触した事故
１１月８日（木）午前１１時３０分頃、富山県において、県内に営業所を置く乗合バスが乗客５名を乗せて運行中、交差点で信号待ちのため停車したところ、後方から来た路面電車の左側後部と当該乗合バスの後写鏡が接触した。
この事故による負傷者はない。

事故現場は、工事中で、路面電車と接触を防ぐための進入禁止地帯を示す白線が消えた状態となっており、当該乗合バスの運転者はこれに気付かず路面電車寄りに停車していた模様。

（７）特定旅客バスが自転車と衝突した事故
１１月６日（火）午前７時３０分頃、埼玉県において、県内に営業所を置く特定旅客バスが回送中、前方を走行していた自転車を運転していた女性を轢いた。
この事故により、当該自転車に乗車していた女性が死亡した。
事故当時、当該特定旅客バスは、前方を走行していた当該自転車の脇を通り過ぎようとしたところ、突然、車道側に転倒したため、ハンドルを右に切り避けようとしたが間に合わずに轢いた模様。

（８）タクシーが道路に寝ていた男性を轢いた事故
１１月６日（火）午前３時５０分頃、京都府において、府内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路に寝ていた男性を轢いた。
この事故により、当該男性が死亡した。
事故当時、当該タクシーの運転者は、当該男性に気付き、ブレーキをかけたが、間に合わず轢いた模様。

◇◇◇

◇◇◇

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3.「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

◇◇◇

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の第２次募集を実施することとなりましたのでお知らせします。

〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容についきましては、以下のリンク先をご覧下さい。

→（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000113.html）

◇◇◇

◆◆◆